

別表 3

○感染症区分

第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症（溶連菌感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など）、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、伝染性膿痂疹（とびひ）など）

○登所停止期間

- ・ 第一種感染症：完全に治癒するまで。
- ・ 第二種感染症：次の期間のとおり。
（ただし、医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りではありません。）

病名	登所停止期間
インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての水疱がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。
結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで

- ・ 第三種感染症：病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで。

※別表 3 の感染症等に罹患し、登所停止期間経過後、登所できるようになった日が学校休業日（夏休み等）の場合は、「感染症等に係る登所に関する意見書」（医師の証明が必要）の提出が必要です。（但し、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は除く。）

※平日、学校からの登校許可を受けて登校できるようになった場合は、「意見書」は不要です。

別表 4

病名	留意事項
アタマジラミ	シラミの駆除（専用シャンプーによる洗髪など）・タオル等の共有を避ける・着衣・シーツ・帽子等の洗濯と熱処理
伝染性軟属腫（水いぼ）	原則としてプールを禁止する必要はないが、直接接​​触などを避ける

※別表 4 に罹患した場合は、「意見書」は不要ですが、感染防止に努めてください。なお、症状が重い場合は、「意見書」の提出を求める場合があります。

-----キリトリ-----

感染症等に係る登所に関する意見書

年 月 日

羽曳野市教育委員会
教 育 長 様

※ _____ 教室

※ _____ 年生

※児童氏名 _____

■病気の種類■

- | | | | |
|---------------|-------------|----------|----------|
| ・百日咳 | ・麻疹 | ・流行性耳下腺炎 | |
| ・風しん | ・水痘 | ・咽頭結膜熱 | ・流行性角結膜炎 |
| ・膿痂疹 | ・溶連菌感染症 | ・手足口病 | ・ヘルパンギーナ |
| ・伝染性紅班 | ・マイコプラズマ感染症 | ・感染性胃腸炎 | |
| ・その他（ _____ ） | | | |

上記の疾患に罹患したため、療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、
____ 月 ____ 日以降の登所が可能であると判断しました。

診療機関名 _____

担当医師 _____ 印 _____

※印は、保護者が記載してください。